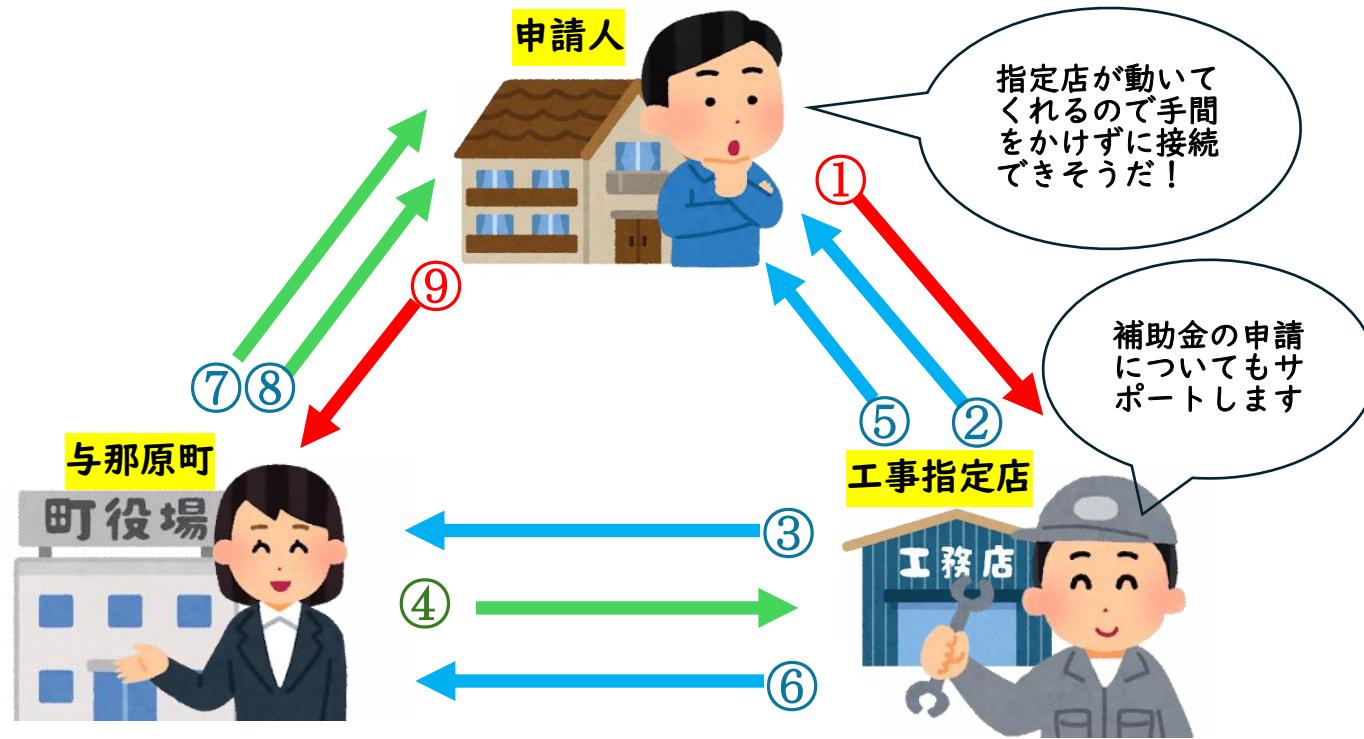


下水道接続工事の申込（補助金申請）から使用開始まで



p o i n t ! 排水設備工事は必ず【工事指定店】で

排水設備（水洗化）工事をするときは、必ず与那原町が指定した「排水設備工事指定店」へお申込みください。

工事指定店は基準に合った完全な設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事費の請求や粗悪な工事などを無くして安心して工事をまかせることができるよう町が指定したものです。

工事指定店以外で工事をしますと、工事完成後の検査も受けられず、無効工事となり工事のやり直しをしていただくことになりますので注意してください。

下水道使用開始！